

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年11月24日

【会社名】 シティグループ・インク
(Citigroup Inc.)

【代表者の役職氏名】 ジミー・ヤン
秘書役補佐
(Jimmy Yang, Assistant Secretary)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国ニューヨーク州、ニューヨーク、
パークアベニュー 399
(399 Park Avenue, New York, New York, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 杉本文秀

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7133

【事務連絡者氏名】 弁護士 伊藤昌夫
弁護士 宇治野壮歩
弁護士 辺誠祐
弁護士 荒井恵理
弁護士 北川貴広
弁護士 長谷川紘
弁護士 山口茉莉子
弁護士 大淵哲
弁護士 倉知紗也菜

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7257/03-6889-7152/03-6889-7248/03-6889-7456
03-6889-7463/03-6889-7553/03-6889-7265/03-6889-7256
03-6889-7316

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 本書において便宜上、一部の財務情報は米ドルから日本円に換算されています。当該換算は、別段の記載がない限り、2015年11月11日東京時間午前9時55分、シティバンク銀行株式会社(Citibank Japan Ltd.)発表のCitiFXベンチマークレート\$1 = 123円04銭の換算レートで計算されています。当該換算は、米ドルが当該換算レートまたはその他の換算レートで日本円に換算されたこと、換算され得たこと、または換算されたかもしれないことの表明であると解釈されるべきではありません。

1 【提出理由】

シティグループ・インクは、シリーズR6.125%固定配当 / 変動配当非累積優先株式の権利を表章する預託株式の本邦以外の地域における募集のために、2015年11月5日（ニューヨーク時間、以下別段の記載のない限り同じ。）に仮追補目論見書（preliminary prospectus supplement）を、また、2015年11月6日に2015年11月5日付最終追補目論見書（final prospectus supplement）および自由書面目論見書（free writing prospectus）を米国証券取引委員会に提出しました。したがって、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第1号の規定に基づき、本臨時報告書を提出いたします。

2 【報告内容】

（1）有価証券の種類及び銘柄

シリーズR6.125%固定配当 / 変動配当非累積永久優先株式（額面金額1.00米ドル、1株当たり優先残余財産分配額25,000米ドル（1預託株式当たり優先残余財産分配額1,000米ドル））の権利の25分の1を表章する預託株式（以下「預託株式」または「本優先株式」といいます。）

（2）発行数

1,500,000

（3）発行価格及び資本組入額

（i）発行価格

1 預託株式当たり1,000米ドル

（ii）資本組入額

1 預託株式当たり0.04米ドル

（4）発行価額の総額及び資本組入額の総額

（i）発行価額の総額（引受手数料控除後かつ諸経費控除前の当社が受取る手取金）

1,477,500,000米ドル（181,791,600,000円）

（ii）資本組入額の総額（連結貸借対照表上優先株式として計上される額）

60,000米ドル（7,382,400円）

（5）株式の内容

本優先株式は、シティグループの授権されている優先株式の一シリーズを表章します。各預託株式は、各本優先株式の権利の25分の1を表章します（1預託株式当たり優先残余財産分配額1,000米ドル相当）。各預託株式は、保有者に対し、配当、議決権、償還および残余財産分配請求権を含む本優先株式上の権利の比例持分相当分の権利を預託機関を通じて付与します。

（i）定款、株主総会の決議又は取締役会の決議等により定めた内容

（a）配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会
が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、(i)本優
先株式の発行日から2020年11月15日まで(同日を含みません。)につい
ては、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率
6.125パーセント(年間預託株式1株当たり61.25ドルに相当します。)の
割合による金銭の配当を、半期ごとに後払いにて、毎年5月15日および
11月15日に行い(初回を2016年5月15日とします。)、(ii)2020年11月
15日以降(同日を含みます。)については、本優先株式1株当たり25,000
ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+4.478パーセントを年率とす
る金銭の配当を、適法に利用可能な資金から、四半期ごとに後払いにて、
毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日(初回を2021年2月
15日とします。)に行います(以下、配当の支払いのための日をそれぞれ
「配当支払日」といいます。)

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立
つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当
は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ
以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かに
かわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務
を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から(同日を含みま
す。)次回の配当支払日まで(同日を含みません。)の期間をいいます。
ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から(同日を含みま
す。)初回の配当支払日まで(同日を含みません。)の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2020年11月15日より前に終了する配当期間
についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とす
る1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2020年
11月15日以降(同日を含みます。)に開始する配当期間についてなされる場
合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されま
す。2020年11月15日まで(同日を含みます。)の配当支払日が営業日^(注)
ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、か
かる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。2020年11月
15日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき
配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払
われます(当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、実際の配
当支払日は直前の営業日になります。)

(注)「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日
に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令によ
り休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(b) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2020年11月15日以降(同日を含みます。)の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii)規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部(一部は不可です。)を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。)に償還日まで(同日を含みません。)に宣言済みかつ未払いの配当(宣言されていない配当は累積しません。)を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i) 本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii) 本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii) 本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン(または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制)の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1資本」(またはこれに相当するもの)として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループが本優先株式の償還を行うには規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(c) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。)の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算

日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限ります。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(d) 議決権

本優先株式の保有者は、(i) デラウェア法により明確に要求される場合、(ii) 一定の配当の不払いの場合、(iii) シティグループの優先株式の発行に関する場合、および(iv) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(e) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証券が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証券には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつ支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA 8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE 8.40%固定配当/変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA 5.950%固定配当/変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB 5.90%固定配当/変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC 5.800%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD 5.350%固定配当/変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ 7.125%固定配当/変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK 6.875%固定配当/変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL 6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM 6.300%固定配当/変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）、シリーズN 5.800%固定配当/変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）、シリーズO 5.875%固定配当/変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO優先株式」といいます。）、シリーズP 5.950%固定配

当ノ変動配当非累積優先株式（以下「シリーズP優先株式」といいます。）およびシリーズQ5.950%固定配当ノ変動配当非累積優先株式（以下「シリーズQ優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式、シリーズO優先株式、シリーズP優先株式、シリーズQ優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(f) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(ii) 他の種類の株式であって、議決権の有無又はその他の内容に差異があるものについての定めを定款に定めている場合には、その旨及びその理由（普通株式の議決権）

発行済普通株式の議決権の希薄化を避けるため、適用法令に従い、優先株式の発行を決定した取締役会決議に別途定めがある場合を除き、取締役の選任その他あらゆる事項につき議決権を有するのは、発行済普通株式（自己株式を除きます。）の株主に限られています。普通株式に係る株主名簿上の株主は、それぞれ当社の株主名簿に自己の名で登録された普通株式1株につき1個の議決権を有します。

(6) 発行方法

下記(7)に記載する引受人による総額買取引受による公募。

(7) 引受人の氏名又は名称

シティグループ・グローバル・マーケット・インク (Citigroup Global Markets Inc.)

クレディ・スイス・セキュリティーズ (ユーエスエー) ・エルエルシー (Credit Suisse Securities (USA) LLC)

ドイチェ・バンク・セキュリティーズ・インク (Deutsche Bank Securities Inc.)

エイチエスピーシー・セキュリティーズ (ユーエスエー) ・インク (HSBC Securities (USA) Inc.)

アイエヌジー・フィナンシャル・マーケット・エルエルシー (ING Financial Markets LLC)

ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル・インク (Nomura Securities International, Inc.)
サンタンデール・インベストメント・セキュリティーズ・インク (Santander Investment Securities Inc.)
エスジー・アメリカズ・セキュリティーズ・エルエルシー (SG Americas Securities, LLC)
ユービーエス・セキュリティーズ・エルエルシー (UBS Securities LLC)
ユニクレディット・キャピタル・マーケット・エルエルシー (UniCredit Capital Markets LLC)
ウェルズ・ファargo・セキュリティーズ・エルエルシー (Wells Fargo Securities, LLC) エーエヌズイー・セキュリティーズ・インク (ANZ Securities, Inc.)
ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・コープ (BNP Paribas Securities Corp.)
コメルツ・マーケット・エルエルシー (Commerz Markets LLC)
クレディ・アグリコル・セキュリティーズ (ユーエスエー) ・インク (Credit Agricole Securities (USA) Inc.)
ダンスク・マーケット・インク (Danske Markets Inc.)
グレート・パシフィック・セキュリティーズ (Great Pacific Securities)
インペリアル・キャピタル・エルエルシー (Imperial Capital, LLC)
ロイズ・セキュリティーズ・インク (Lloyds Securities Inc.)
エムエフアール・セキュリティーズ・インク (MFR Securities, Inc.)
みずほセキュリティーズ・ユーエスエー・インク (Mizuho Securities USA Inc.)
エヌイービー・セキュリティーズ・エルエルシー (nabSecurities, LLC)
ナティクス・セキュリティーズ・アメリカズ・エルエルシー (Natixis Securities Americas LLC)
アール・ビー・インターナショナル・マーケット (ユーエスエー) ・エルエルシー (RB International Markets (USA) LLC)
アールビーエス・セキュリティーズ・インク (RBS Securities Inc.)
サミュエル・エー・ラミレス・アンド・カンパニー・インク (Samuel A. Ramirez & Company, Inc.)
シーベルト・ブランドフォード・シャンク・アンド・コー・エルエルシー (Siebert Brandford Shank & Co., L.L.C.)
スカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケン・エービー (ピーユービーエル) (Skandinaviska Enskilda Banken AB (publ))
SMBC日興セキュリティーズ・アメリカ・インク (SMBC Nikko Securities America, Inc.)
スタンダード・チャータード・バンク (Standard Chartered Bank)

(8) 募集を行う地域

主に米国 (米国証券取引委員会 (SEC) 登録公募)

(9) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

(i) 手取金の総額 (諸経費控除後)

約1,477,300,000米ドル (約181,766,992,000円)

(ii) 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

シティグループは、募集株式の発行および売却により得られる手取金につき、事業部門の業務のための財源、子会社に対する投資または子会社に対する信用供与もしくは資本拠出のための財源、潜在的な買収または事業拡大のための財源、債務の平均満期期間の延長 (短期債務の削減または満期を迎えた債務の借換を可能とします。) 等の一般事業目的に随時使用する予定です。ただし、手取金の上記用途ごとの金額および支出予定時期は決定されていません。

(10) 新規発行年月日

2015年11月13日

(11) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項はありません。

(12) 当該預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容

上記「 (5) 株式の内容」をご参照ください。

(13) 提出会社の資本金の額及び発行済株式総数 (2015年 9 月30日現在)

(i) 資本金の額

種類	資本金の額
優先株式	15,218百万米ドル (1,872,423百万円相当額) (累積清算価値)
普通株式	31百万米ドル (3,814百万円相当額)
払込剰余金	108,261百万米ドル (13,320,433百万円相当額)

(ii) 発行済株式総数

種類	発行数 (株)
優先株式	608,720
- シリーズAA	3,870
- シリーズE	4,850
- シリーズA	60,000
- シリーズB	30,000
- シリーズC	23,000
- シリーズD	50,000
- シリーズJ	38,000
- シリーズK	59,800
- シリーズL	19,200
- シリーズM	70,000
- シリーズN	60,000
- シリーズO	60,000

- シリーズP	80,000
- シリーズQ	50,000
普通株式	3,099,478,079 (自己株式120,487,619 株を含みます。)